

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年2月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年1月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
宝幢寺池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 宝幢寺池地区	丸亀市産業部土地改良課
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高津2号地区	〃
垂水土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中方地区	〃